

令和7年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

令和7年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年12月8日（月）
午前9時30分から午前10時00分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)
1番 小野 祐
3番 錦戸 一郎 4番 戸北 優
5番 田嶋 郁美 6番 道田 正弘
7番 高道 修二

4. 本日の欠席委員（1名） 2番 宮崎 志武

5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第4. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 高見優花

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 定刻となりましたので、只今から令和7年第12回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。

高道会長 おはようございます。

12月7日に苓北で霜が降りました。レタスが若干やられておりましたね。と思いましたら扈はTシャツでいいような暑さになってくるという非常に変な一日が続いております。そういう中でも体調には十分気を付けていただいて、それぞれ活躍をしていただきたいと思います。

実は先ほどレタスを作っていると言いましたけれども、レタス農家が苓北農協管内で43戸しかいないということでございます。10年前は70戸ありました。70代の人がほとんど離農されたと。その中で10名以上の後継者ができたということですが良い現状ではないということです。

農業ばかりではありませんけども、そういう環境の中で生活、町の行政等も維持していくしかない環境にあるということを認識していただいて、それぞれの立場でご活躍をお願いしたいと思います。

本日は、多少時間はかかるかと思いますが最後までご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日は宮崎委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の田嶋委員さんと6番の道田委員さんにお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2. 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2. 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和7年12月8日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

今回、10件の申請がっており、いずれも農地の貸借になります。今回の申請地につきましては、これまで農業経営基盤強化促進法に基づく相対での農地貸借契約が行われておりましたが、今年4月から農地貸借の方法が、農地法第3条又は農地中間管理機構を介した契約のみとなりましたので、今回の申請につきましてはこれまで貸借契約が行われたものの更新手続きとなり、貸借による貸借契約の設定となります。また、申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

なお、審議につきましては、借受人ごとにご審議をお願いします。

4ページをお開きください。

まず、申請番号1と2についてご審議をお願いします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の田2筆、面積は合計1, 767m²です。

場所については、5ページから7ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川鶴地区内にあります大円という中山間地域内にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

錦戸委員

はい。

議長

錦戸委員さんお願ひします。

錦戸委員

12月5日にですね、借受人、事務局と私とで現地確認を行ないました。

耕作されている田んぼで米を作られておりまして、冬場は何も作っておられませんがちゃんと管理されている状態であり、別段問題ありませんでした。以上です。

議 長

ありがとうございます。錦戸委員さんから詳しくご説明がありました。他にご意見ありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1と2は原案どおり認定することに致します。

次に、整理番号3について事務局に説明を求めます。

事務局

4ページをお開きください。

申請番号3の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、芥北町坂瀬川の田1筆、面積は1, 529m²です。

場所については、8ページ、9ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川木場から鶴方面に抜ける町道古栖鶴木場線の木場側から約1km鶴方面に上った町道沿いにある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

錦戸委員

はい。

議 長

錦戸委員。

錦戸委員

12月5日にですね、借受人、事務局と私とで現地確認を行ないました。

ここも先ほど述べたとおり、耕作されている田んぼで米を作っております、冬場は何も作っておりませんので、現在ちゃんと管理されていて問題ありませんでした。以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号3は原案どおり認定することに致します。

次に、整理番号4から7について事務局に説明を求めます。

事務局

4ページをお開きください。

申請番号4から7の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、斧北町都呂々の田7筆、面積は合計11, 645m²です。

場所については、10ページから14ページに図示しておりますが、11ページは、道田委員の自宅前の農地になります。次に12ページは、都呂々にあります光製作所の事業所のある周辺の農地になります。次に13ページは12ページの農地から約400m程上った町道沿いの農地になります。最後に14ページは、都呂々木場に以前ありました太田産業横の農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

道田委員

はい。

議 長

道田委員。

道田委員

12月6日ですね、借受人と事務局と私とで現地を確認をしてきました。

借受人自身が畜産農家ということで、牧草が必要になるということで年間2回裏表牧草を作つておられるという現状です。

これからも畜産を続ける以上は牧草が必要ということなので、営農と続けて行くということでお話があつておりましたので、許可していいのではないかと確認をしてまいりました。

議 長

詳しく道田委員さんから説明がありました。他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号4から7は原案どおり認定することに致します。

次に、整理番号8と9について事務局に説明を求めます。

事務局

4ページをお開きください。

申請番号8と9の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、斧北町都呂々の田2筆、面積は合計1, 778m²です。

場所については、15ページ、16ページに図示しておりますが、場所は、先ほど14ページの太田産業の事務所から約250m程都呂々ダム方面に下った県道沿いの農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

道田委員

はい。

議 長

道田委員。

道田委員

12月2日に借受人と事務局と私で現地の確認をしてきました。借受人自身も畜産農家ということで、牧草が必要ということで年2回裏表牧草を作つておられますし、これからも作られるという話がありました。

借受人自身も都呂々の集落営農の会長をしておられる関係で、畠を荒らすということが大変気にかかっていらっしゃるということでしたので、自分の努力次第でこれからも続けて行くということでしたので、承認されていいんじゃないかと確認をして参りました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。詳しく道田委員さんから説明がありましたけれども、他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号8と9は原案どおり認定することに致します。

次に、整理番号10について事務局に説明を求めます。

事務局

4ページをお開きください。

申請番号10の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は1, 058m²です。

場所については、17ページ、18ページに図示しておりますが、場所は、志岐にあります長井商事の事務所周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。

議 長

小野委員。

小野委員

12月3日に事務局、借受人と私で現地確認してきました。現場は水稻のみ栽培されており、冬場は何も栽培されていませんが、畦や圃場の中の方も綺麗に整備されており、特に問題のないことを確認してきました。以上です。

議 長

ありがとうございました。小野委員さんから詳しく説明がありましたが、他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号10は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第17号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

19ページをお開きください。日程第3. 議案第17号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和7年12月8日 蒼北町農業委員会 会長 高道修二。

20ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が7件、詳細は、田5筆 合計7,709m²、畠2筆 合計3,384m²です。明細は21ページ、22ページに記載しています。

また、5年以上の更新が14件、詳細は田12筆 合計8,887m²、畠2筆 合計2,782m²です。明細は23ページから26ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

最後に所有権移転が1件、田1筆 539m²です。明細は27ページに記載しています。

いずれも、所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、所有権を移転する者、移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりですので、利用権設定と併せてご審議をお願いします。

なお、今回の所有権移転に関しては、農業公社への所有権移転であり、今後、農業公社から農業者への移転手続きが進められます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第17号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について
2. 懇親会について

次回、令和8年第1回総会は、令和8年1月8日（木）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年第12回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時00分

会長

署名委員

署名委員